

2019年度 大分県立津久見高等学校部活動 活動方針

1 活動目標

学校教育の一環として、生徒の主体的、自発的な参加を促し、スポーツや文化及び科学に親しみ、協調性や責任感、連帯感を育成し、人間性の向上を図る。

2 活動時間及び休養日

（1）活動時間

合理的でかつ効率的・効果的な活動を行い、平日は原則3時間程度で練習を終える。学校の休業日（土・日祝日等）は、大会参加や練習試合の場合を除き原則4時間程度で活動を終える。

※各部の状況や種目特性に応じて活動し、長時間練習による弊害を考慮すること。

（2）休養日

原則、週2日以上休養日を設ける。

ただし、競技種目の特性や大会・シーズン等により、校長が認める場合は、週1日及び月1日以上休養日を設ける。

（3）その他

- ① 定期試験前1週間は、原則として活動中止とする。
ただし、管理職と特別活動主任及び顧問が事前に協議し、所定の手続きを行う事により、平日19時まで、考査日15:00まで土日祝日は4時間程度の活動ができる。
- ② 年末年始等の学校閉庁日は、原則として活動中止とする。
- ③ 長期休業中は、生徒が十分な休養をとることが出来るよう、連続した休養日やある程度長期の休養期間を設定する。
- ④ 大会参加等で、基準となる活動時間を上回った場合は、週や月単位で他の日の活動時間において調整する。
- ⑤ 朝練習については、放課後の練習時間が十分に確保できる日は、原則として行わない。

3 その他

（1）安全・安心な活動について

原則として、気象庁の高温注意情報が発せられた場合は、活動を休止、中止する等の対策をとるなど熱中症事故の防止に向けた安全確保を徹底する。

部活動顧問は、体罰によらない指導に徹する。

緊急時においては、連絡、報告を速やかにし、事故を未然に防ぐ環境を整える。

（2）参加する大会について

学校単位で参加する大会は、以下を基準とする。

- ① 高体連・高野連の主催、共催、後援する大会とする。
- ② その他の大会については、生徒の心身の健康について配慮し、参加する大会を精選する。

（3）年間活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画について

各部は、年間活動計画により、年間の活動日や休養日及び参加予定大会日程等を明確にし、部員や保護者に情報提供を行う。また、毎月の活動計画についても同様とする。